

三豊市告示第30号

令和5年度三豊市医療・介護サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー・食料品価格等における物価高騰等の影響を受けている三豊市(以下「市」という。)の区域内の医療施設及び介護サービス事業所の経済的負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において、臨時的な措置として実施する令和5年度三豊市医療・介護サービス事業者等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業者)

第2条 支援金の支給の対象となる事業者は、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)時点において、市の区域内で、別表の対象施設及びサービス業種区分欄に定める施設等を運営する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日において、事業を休止し、又は廃止していない事業者であること。
- (2) 令和6年3月31日までに事業を休止し、又は廃止する予定がない事業者であること。
- (3) 支給された支援金を対象となる施設等の運営費に全額充当することができる事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者
- (2) 前号に掲げる暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表の対象施設及びサービス業種区分欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の支援金の額欄に定める額とする。

(支給の申請)

第4条 支援金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表の区分欄に掲げる業種ごとに令和5年度三豊市医療・介護サービス事業者等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1事業者につき別表の区分欄に掲げる業種ごとに1回限りとする。

3 第1項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条第1項に規定より申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは令和5年度三豊市医療・介護サービス事業者等物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第3号)により、不支給の決定をしたときは令和5年度三豊市医療・介護サービス事業者等物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定する場合において必要な条件を付すことができる。

(支援金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 支援金の支給決定を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)は、支給の決定内容について不服があり、支給の申請を取り下げようとするときは、当該支給決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの申出があったときは、当該申請に係る支援金の支給決定はなかったものとみなす。

3 市長は、前条の規定による支援金の支払に当たり、申請内容の不備等による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、支給決定者の責に帰すべき事由により支援金の支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第8条 市長は、支給決定者が次のいずれかに該当したときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第10条 市長は、支援金の支給に関し必要と認めるときは、支給決定者に対し報告を求め、又は実地に調査することができる。

(関係書類の保存)

第11条 支給決定者は、支援金に係る関係書類等(これらの作成又は保存に変えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を、支援金の支給を受けた翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月15日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条関係)

(単位：円)

区分	対象施設及びサービス業種区分	支援金の額
----	----------------	-------

医療	病院 (病床数加算)	300, 000 (1床につき3, 000)
	有床診療所 (病床数加算)	200, 000 (1床につき3, 000)
	無床診療所(歯科を含む。)	150, 000
	訪問看護ステーション	50, 000
	施術所	30, 000
	保険薬局	30, 000
	歯科技工所	30, 000
介護	【訪問系】 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援又は福祉用具貸与	50, 000
	【通所系】 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護	100, 000
	【入所・入居系】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	定員50人未満 150, 000 定員50人以上 250, 000